

各記事の内容については、タイトル横の二次元コードからご確認ください。

令和6年度「静岡県働きやすい職場づくり推進公労使協議会」 (地方版政労使会議) が開催されました

静岡労働局と県、県内経済団体等による「働きやすい職場づくり推進公労使協議会」が2月3日、グランシップ（静岡市駿河区）で開かれ、賃上げをテーマに意見交換を行いました。

労使関係者は、物価上昇を上回る賃上げを実現するため、生産性の向上や価格転嫁を進める必要がある等の認識を共有しました。

会議の冒頭では、笹局長が「昨年の春闘では33年ぶりに5%を超える賃上げが実現した。

今年は勢いを維持できるかどうか注目すべき局面」とあいさつしました。

また、鈴木康友知事は「物価高は長期化し、中小企業にとって急速な賃上げ負担でもある。コスト増をいかに価格に転嫁するかが重要」と話しました。

出席した各労使団体の代表からは「今年の春闘は中小企業の動向が焦点となる」「中小企業に対する、国や県からの更なる支援策が必要」といった意見が出されました。



子育てを支援する新たな給付金制度が施行されます（令和7年4月）



出生後休業支援給付

両親ともに育児休業の取得を推進するため、一定の期間以内に両親ともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を出生後休業支援給付として給付し、**育児休業給付とあわせて給付率を80%（手取りで10割相当※）の給付**を行います。

※育児休業中は、申し出により、健康保険料、厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は、雇用保険料の負担はなく、また育児休業等給付は非課税です。

このため、**給付率80%は、手取り10割相当**となります。

育児時短就業給付

2歳未満の子を養育するために、所定労働時間を短縮し、賃金が低下するなど一定の要件を満たした場合、**育児時短就業中の賃金額の10%相当額を支給**します。

改正育児・介護休業法及び改正次世代育成支援対策推進法 が施行されます



育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年4月1日から段階的に施行されます。これにより、全ての企業において、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる必要がありますので、適切なお対応をお願いします。

育児・介護休業法の改正ポイント

令和7年4月1日施行

1. 子の看護休暇の見直し
2. 所定外労働の制限（残業免除）対象拡大
3. 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加
4. 育児のためのテレワークの導入（努力義務）
5. 育児休業取得状況の公表義務適用拡大
6. 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
7. 介護離職防止のための雇用環境整備
8. 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
9. 介護のためのテレワーク導入（努力義務）

令和7年10月1日施行

1. 柔軟な働き方を実現するための措置
2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

令和7年4月1日施行

1. 行動計画策定時の育児休業取得状況や労働時間の状況把握等（PDCAサイクルの実施）
2. 育児休業取得状況や労働時間の状況に関する数値目標の設定
3. くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準の見直し



男性労働者の育児休業取得率等の公表が 従業員が300人超1,000人以下の企業にも義務化されます



育児・介護休業法では、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが、従業員が1,000人超の企業の事業主に義務付けられています。

今回の改正により、**従業員が300人超1,000人以下の企業にも公表が義務付けられます。**

(令和7年4月1日施行)

改正前

【対象】

- 従業員数**1,000**人超の事業主



令和7年4月1日～

【対象】

- 従業員数**300**人超の事業主

・公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合

$$\frac{\begin{array}{c} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

・公表はインターネット等、一般の方が閲覧できる方法で行ってください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「**両立支援のひろば**」で公表することもおすすめします。

労働基準行政関係功労者表彰式を開催しました

令和7年1月17日静岡労働局において、労働基準行政関係功労者表彰式を行い、長年にわたり労働行政の発展に寄与された方々に対して、その功績をたたえ、表彰させていただきました。

◇労働基準行政関係功労者労働基準局長表彰（敬称略）

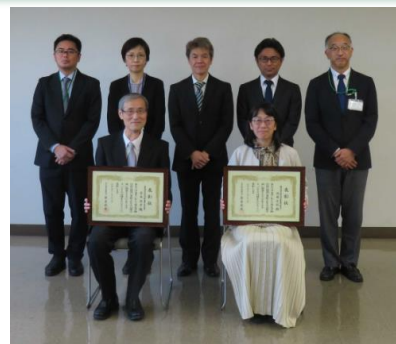
委員等名称	氏名
静岡労災保険診療審査・指導委員	宮本 恒彦
静岡地方最低賃金審議会委員	坂部 友紀
静岡地方労災医員	八束 満雄

◇静岡労働行政関係功労者表彰（敬称略）

委員等名称	氏名
静岡地方最低賃金審議会労働者代表委員	丸山 玄太
静岡地方最低賃金審議会使用者代表委員	梶本 丈喜
静岡労災保険診療審査・指導委員	杉田 進
静岡地方労災医員	大久保 忠俊
静岡地方労災医員	加藤 淳

◇労働行政協力者感謝状（敬称略）

委員等名称	氏名
総合労働相談員	大坪 みつ江



前列 左から宮本委員、坂部委員



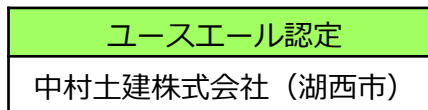
前列 左から丸山委員、梶本委員、大坪相談員（代理）

ユースエール認定通知書交付式を行いました

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良である「ユースエール認定企業」として、12月2日に「中村土建株式会社」（湖西市）を認定し、12月18日にハローワーク浜松において認定通知書を交付しました。

同企業は正社員の年平均有給休暇取得日数や若者の採用に積極的であるなど、複数の項目を満たしました。

これにより、静岡県内の認定企業は27社となりました。



中村土建株式会社 総務部次長 中村 様（左）
ハローワーク浜松 峰野所長（右）

「外国人雇用状況」の届出状況の集計結果（令和6年10月末現在）

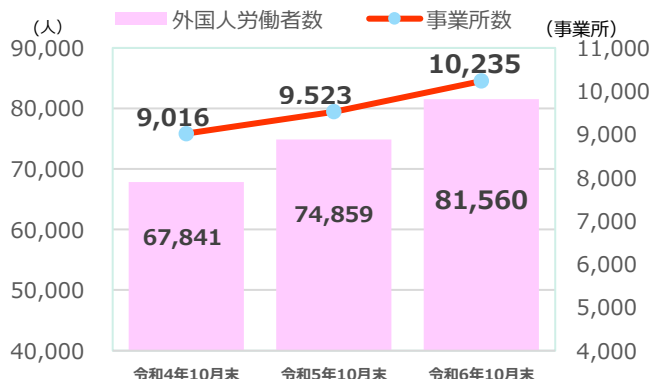


静岡県内における令和6年10月末現在の「外国人雇用状況」の届出状況の集計結果がまとまりました。

- 外国人労働者数 81,560人（対前年9.9%増）
（在留資格別内訳）
 - ・身分に基づく在留資格 38,942人（同1.4%減）
 - ・技能実習 16,977人（同17.6%増）
 - ・専門的・技術的分野の在留資格 16,646人（同20.9%増）
- （国籍別内訳）
 - ・ブラジル 18,847人（同4.5%減）
 - ・フィリピン 14,778人（同7.2%増）
 - ・ベトナム 15,939人（同10.5%増）

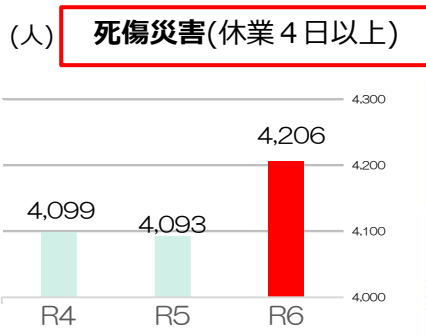
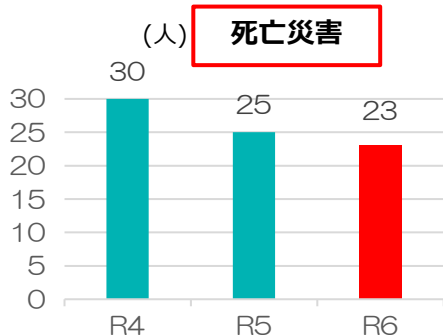
- 外国人雇用事業所数 10,235カ所（対前年7.5%増）

外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移



※「外国人雇用状況」の届出制度は、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

労働災害発生状況（令和6年12月末時点発生分）



令和6年12月末時点における県内の死亡災害は**23人**で前年同期に比べ**2人減少**、死傷災害については**4,206人**で前年同期に比べ**113人増加**しています。死亡災害については、**製造業で10人、建設業で5人、農林業で3人**、その他の業種で5人が被災しています。また、死傷災害では、**1,039人**が「転倒」により被災し、全体の約**25%**を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「ぬかづけ運動」を参考にいただき、ハード・ソフト面からの転倒災害防止対策を進めていただきますようお願いいたします。



ぬれた場所

床の水たまりや水、油、粉類など**危険な状態**をみつけ、対策を講じていますか？



かいだん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じていますか？



かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業者への**意識づけ**、教育などを行っていますか？



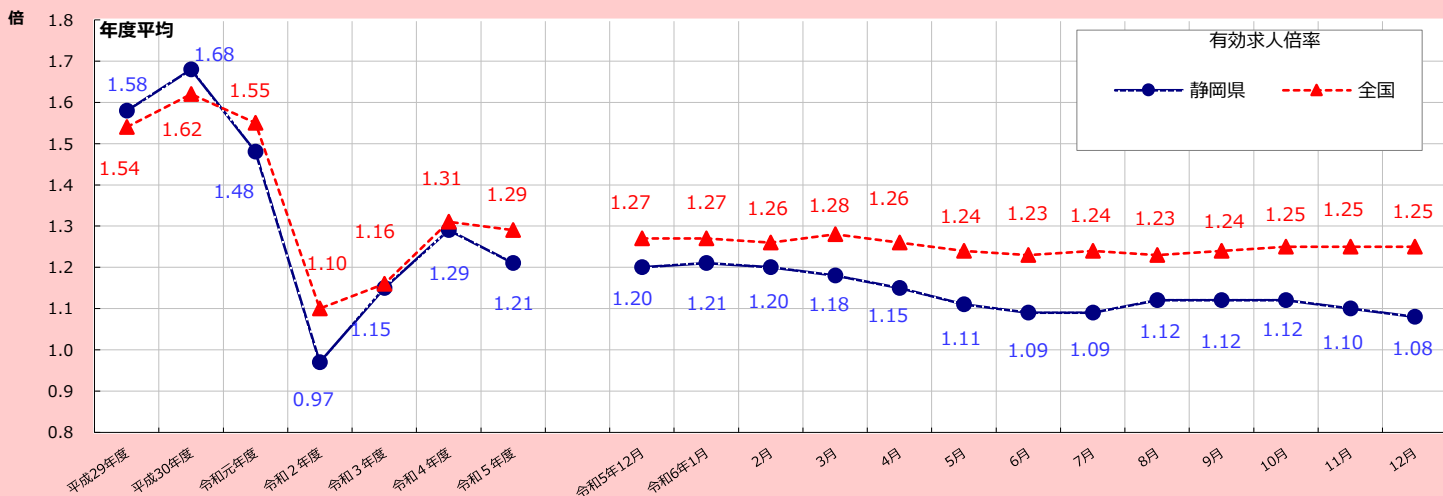
毎日の**運**動

ストレッチや転倒予防体操など**運動**を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

静岡県有効求人倍率(令和6年12月)

<雇用情勢の概況>

令和6年12月の有効求人倍率（季節調整値）は1.08倍(全国40位)となり、前月を0.02ポイント下回りました。静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「**改善の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。**」と判断しています。



編集/発行 静岡労働局 雇用環境・均等室
 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号
 (静岡地方合同庁舎5階)
 TEL 054-252-5310



静岡労働局HP



静岡労働局YouTube



静岡労働局 X